

証券コード 9263
2023年9月12日
(電子提供措置の開始2023年9月6日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号
NEWS日本橋堀留町6階

株式会社ビジョナリーホールディングス

代 表 取 締 役 松 本 大 輔

第6期 定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会継続会（以下、本継続会）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第6期定時株主総会継続会開催ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。当社ウェブサイト(<https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東証ウェブサイト

(<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、本継続会は第6期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第6期定時株主総会において議決権を行使することができる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 2023年 9月 27日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 コングレスクエア日本橋
(東京建物日本橋ビル3階 ホールC・D)
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) なお、本株主総会は、インターネットでライブ配信いたします。別紙の「株主様向けライブ配信について」をご覧ください。

3. 目的事項

- 第6期(2022年5月1日から2023年4月30日まで) 事業報告
- 報告事項
1. 及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期(2022年5月1日から2023年4月30日まで) 計算書類報告の件

報告事項の取り扱いにつきましては、3ページの「第6期定時株主総会継続会の経緯」をご参照ください。

4. その他招集にあたっての決定事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

※第6期定時株主総会継続会におきましては、お土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

当日ご来場を見合わせられる株主様向けに本株主総会の模様をライブ配信いたします。別添の「株主様向けライブ配信について」をご参照願います。

以 上

会場内は十分な座席数をご準備しておりますが、満席となりました場合は、入場を制限させていただく場合がございます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

第6期定時株主総会継続会の経緯

当社は、2023年3月7日付け「第三者委員会の設置及び2023年4月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2023年5月31日付け「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の前代表取締役である星崎尚彦氏による当社企業価値を毀損する行為の疑いに関する情報提供を得たことを受けて、同3月7日付けにて当社から独立した中立・公正な外部専門家のみで構成された第三者委員会を設置して調査を実施し、同5月31日付けで調査報告書を受領いたしました。

同調査報告書における第三者委員会の調査結果及び提言について、十分に分析・検討の上、第6期決算に関する作業を行う必要があることから、決算作業に遅れが生じており、会計監査人による第6期決算に係る会計監査も未了となっており、そのため、当社は2023年7月28日開催の第6期定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)の招集に際して、第6期に関する「事業報告」、「連結計算書類」、「計算書類」、「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」及び「監査等委員会の監査報告」を提供できない状況となっておりました。

そしてこの度、第6期決算に係る監査報告を会計監査人より受領し、決算関連手続きが完了いたしましたので、以下の報告事項のご報告を目的とする第6期定時株主総会継続会の招集をご通知させていただいた次第です。

報告事項

1. 第6期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)計算書類報告の件

なお、2023年7月28日開催の第6期定時株主総会においては、株主様には、第6期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)計算書類につきまして、継続会において決議事項とすることをご承認いただいております。これは当時、会計監査人から無限定適正意見を得られるかが不透明な状況であり、そのため、同計算書類について報告事項とするための要件を定める会社計算規則第135条の要件を満たすことができるかも不明であったことから、会社法第438条第2項に基づき、同計算書類のご承認を決議事項とさせていただいたものです。もっとも、今般、会計監査人から同計算書類について無限定適正意見を得ることができ、会社計算規則第135条に定める要件を満たすことができましたので、同法第439条に基づき、同計算書類につきましては報告事項とさせていただきます。

当社の株主様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けいたしましたことを、改めて心からお詫び申し上げます。

事 業 報 告

(2022年5月1日から
2023年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2022年12月下旬に会計監査人の通報窓口にて、当社前代表取締役社長の星崎尚彦氏（以下、「星崎氏」といいます。）による当社企業価値を毀損する行為の疑いに関する情報提供を得たことを受け、監査等委員会による調査を行うとともに、2023年3月7日付にて第三者委員会を設置し調査を進めてまいりました。

同5月31日付にて第三者委員会より調査報告書を受領いたしましたが、第三者委員会が調査対象とした会社（星崎氏の実質的影響力の下に経営されている可能性がある25社）については一部の会社を除き、星崎氏等により、意思決定機関を支配していることが窺われ、連結子会社として取り扱うことが適切であると推測できるものの、星崎氏及び第三者委員会が調査対象とした会社の代理人弁護士より、刑事訴追及び民事訴追の免責、開示資料の使用法の制限や資料開示方法の限定（原本の閲覧のみ、複製不可）などの条件を付され、当社としてはこれら条件を到底受け入れることは出来ず、結果、会計情報等の提供を受けられていないことから、当社の連結の範囲の適切性等及び当社の財務報告に対する影響の有無を確定できていない旨が第三者委員会の調査報告書において報告されています。当該報告に基づき、調査委員会が調査対象とした会社については、当連結会計年度にかかる連結計算書類の連結の範囲に含めるべきか判断する情報及び根拠等が入手できていないことから、第三者委員会が調査対象とした会社について子会社又は関連会社の範囲に含めておりません。また、関連当事者に該当するかを判断する情報及び根拠等も入手できなかったため、関連当事者の範囲に含めておらず、追加の開示は行っておりません。

さらに、第三者委員会が調査対象とした会社のうち一部の会社と当社グループの取引において、賃料増額の不合理性及び定期処理業務料の金額の不透明性を指摘することができると思われる旨、並びに根拠が不明確な請求倍率で請求されている可能性や業務実態が確認できない費用を請求されている可能性がある及び実態にそぐわない請求をされている業務委託費が存在する旨が第三者委員会の調査報告書において報告されています。しかしながら、当該取引が当連結会計年度及びそれ以前の会計期間（会計期間を特定できない）にかかる虚偽表示に該当するかどうかの判断

する情報や根拠等、及び影響が及んでいる対象となる会計期間の特定に必要な情報や根拠等が入りできなかったため、当連結会計年度において販売費及び一般管理費に含まれる業務委託費並びに関連する未払金に係る修正を行っておりません。

したがって、以上による影響の有無やその金額が確定できる状況になく、当連結会計年度にかかる連結計算書類項目及び金額並びに注記に反映するべきか、また、反映する場合における連結計算書類項目及び金額並びに注記の影響の程度が判明していないため、関連する連結計算書類項目及び金額並びに注記に重要な虚偽記載が存在する可能性があります。

株主をはじめとした関係者の皆様には、本件調査により多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを、伏してお詫び申し上げます。

なお、以下の文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社が判断したものであります。

当連結会計年度（2022年5月1日から2023年4月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着きを見せ、個人消費を中心に経済活動が正常化に向かいつつあるものの、ウクライナ情勢等の影響から、世界的なエネルギー供給不足を原因とする物価の上昇が少しずつ広がりを見せ、個人消費や消費マインドへの影響が長期化することが懸念されており、依然として先行きは不透明な経営環境にあります。

このような経済情勢のもと、社会における永続的な当社グループの存在意義として“五感の健康寿命を100年に”を掲げ、五感の健康寿命延伸による社会貢献と持続的な成長に向けた取り組みを進めております。中核の小売事業においては、眼鏡・コンタクトを販売することとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策（＝商品・サービスやアドバイス）を提供するため、アイケアに注力した商品・サービス展開とその深耕を図るほか、補聴器やリラクゼーションといった五感領域への事業拡大及び深化を図るとともに、他業種との事業提携などを通じて、当社グループの更なる成長機会の創出に注力しております。また、営業時間の短縮を継続するとともに、ご来店予約の推進等、より機動的なお客様サービスの体制整備を強化したほか、超高精緻な検査精度による世界最先端の検査機器の導入を継続・拡大しており、視環境に合わせた付加価値の高いレンズの提案等により、他社サービスとの差別化を追求するとともに、顧客1人ひとりに合わせた付加価値の高いメガネづくりの実現に尽力いたしました。

加えて、外部環境に適応し、安定的かつ継続的な事業活動を行うため、1店舗あたりの収益力増強に資する出退店を計画し、14店舗（うち移転8店舗）の新規出店を行う一方、41店舗を退店（うち移転8店舗）し、2023年4月末時点の店舗数は300店舗（前期比27店舗減）となり、より筋肉質な事業体質への転換を図っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は27,001百万円（前期比3.6%増）となり、前連結会計年度の売上高を上回る結果となりました。売上総利益率は、主に価格施策や品目別の売上構成比の変化の影響で若干減少いたしました。また、経費面では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて徹底的に抑制した従業員の移動を段階的に緩和し、営業施策の実行度を高め、既存店の活性化に資する取り組み強化を図りつつ、店舗の採算性を鑑みた営業時間短縮の継続による時間外勤務の減少、より効果的かつ効率的な広告や販促を行うため、テレビCM、動画広告、DM、新聞折り込み広告チラシなどの見直しを行った結果、販売費及び一般管理費は15,934百万円（前期比1.1%減）となりました。

この結果、営業利益は293百万円（前期は120百万円の営業損失）となりました。また、営業外収益において雇用調整助成金234百万円、営業外費用において支払利息を86百万円計上したこと等により、経常利益は464百万円（前期比93.0%増）となりました。一方で、特別利益として新株予約権戻入益229百万円、特別損失として減損損失583百万円及び特別調査費用133百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失446百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,612百万円）となりました。

なお、当社グループが経営指標（KPI）として重視するEBITDA（注）は1,186百万円（前期比46.1%増）となりました。

（注）EBITDA＝営業利益＋減価償却費（有形・無形固定資産）＋長期前払費用償却費＋除去債務償却費用
＋利息費用＋のれん償却費＋株式報酬費用

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績の状況は次のとおりです。

1. 小売事業

当社グループの中核事業である小売事業につきましては、眼の健康寿命の延伸をテーマに、従来の25倍、0.01ステップでの度数決定を可能とする精密測定機器の導

入を進めているほか、視力だけでなく生活環境や眼の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、いつでも最適な状態のメガネに調整する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを提供する「HYPER保証システム」、いつでも特別価格でフレーム、レンズを交換いただける「こども安心プラン」、特別価格でレンズやフレームを何度でも交換できるメガネのサブスクリプションプラン「メガスク」、「メガネと補聴器の出張訪問サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」等、多様かつ画期的なサービスを提供しております。

また、コロナ禍により外出を控えたい方などに電話でメガネ、コンタクトレンズ、補聴器に関するあらゆる相談に対応する遠隔サービス「お家でコンシェルジュ」、コンパクト検査機器による「リモート視力検査システム」を眼鏡チェーン店として初導入し、完全リモートによる度付きメガネを提供するなど、遠隔接客サービスの強化にも努めております。これら当社グループが提供する高付加価値サービスをより多くの生活者からの認知が得られるよう、テレビCM、動画広告やSNSなど幅広いメディアを活用した複合的な情報発信を含むマーケティング施策の強化とともに、高付加価値サービスを継続的に開発・提供できる体制の構築に取り組んでおります。

店舗については、1店舗あたりの収益力増強に資する店舗の出退店を進め、14店舗の新規出店（うち移転8店舗）、41店舗を退店（うち移転8店舗）し、当連結会計年度末時点の店舗数は300店舗（前期比27店舗減）となりました。また、前連結会計年度に引き続き、店舗営業時間の短縮継続、来店予約の推奨・強化により、店舗人員の機動的な最適配置を志向する等、店舗の採算性を重視した運営により、より筋肉質な事業体質への転換を進めております。

売上高につきましては、前期比で店舗数減となるなか、コンタクト定期便等のストック型サービスの継続的な強化策が奏功し、前期比で増収増益を確保いたしました。

この結果、小売事業における売上高は24,916百万円（前期比3.0%増）、セグメント利益は1,719百万円（前期比18.0%増）となりました。

2. 卸売事業

卸売事業につきましては、世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店である株式会社VISIONIZEを中心に市場のアイケア・アイウェアに対する多様なニーズへの対応に取り組んでおります。

損益面につきましては、急激な円安による仕入れ価格の高騰により売上原価は増加したものの、展示会による大型受注及び販売費及び一般管理費の削減により、前期比で増収増益を確保いたしました。

この結果、売上高は1,212百万円（前期比20.0%増）、セグメント利益210百万円（前期比44.2%増）となりました。

3. EC事業

EC事業につきましては、当社グループECサイト「メガネスーパー公式通販サイト」をはじめ、Amazon・楽天・Yahoo!・ロハコ等のモールECにおいて、お客様の利便性を追求した質の高いサービスの強化を継続的に行うほか、実店舗とECサイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、EC事業における売上高は871百万円（前期比1.2%増）、セグメント利益は367百万円（前期比39.4%増）となりました。

セグメントの売上高につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

部 門	期 別	第 6 期 (当連結会計年度)	
		売 上 高	構 成 比
小 売 事 業		24,916	92.3%
卸 売 事 業		1,212	4.5
E C 事 業		871	3.2
合 計		27,001	100.0

(2) 対処すべき課題

ウクライナ情勢等の影響から、世界的なエネルギー供給不足等を原因とする物価の上昇が広がりを見せるなど、今後の業績への影響を含め先行き不透明な事業環境ではありますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、今後の業績への影響を含め先行き不透明な事業環境ではありますが、当社グループでは引き続き中核事業である小売事業でグループ経営を牽引していくとともに、提供するメガネ・コンタクトレンズ・補聴器は生活必需品であるという考えに基づき、「視覚」「聴覚」における健康をキーワードとした高付加価値商品・サービスの提供を通じ

て、お客様や地域にとって無くてはならない企業となるよう、ブランド価値並びに業績の更なる向上を目指してまいります。

また、当社は、2023年5月31日付及び2023年7月27日付の第三者委員会による調査報告書を受けて、決算作業並びに経営体制、ガバナンス体制の強化及び再発防止策等の検討を進める一方（一部については改善に着手済）、本件事案に関して、事実の検証及び現旧取締役（監査等委員を含む。）、元監査役等の責任追及（以下「責任調査対象者」といいます。）の可否を判断するため、2023年6月3日付にて責任調査対象者と利害関係を有しない中立・公正な外部の法律家で構成される責任調査委員会を設置することを決議して、調査を開始し、調査を行いました。2023年7月26日付及び同年8月21日付にて同責任調査委員会より、星崎氏が当社代表取締役役に就任した2014年4月期以降の当社取締役（監査等委員を含む。）、監査役及び当社と委任契約を締結していた委任型の執行役員の一部について（以下、総称して「元役員」といいます。）職務執行に関して任務懈怠責任があったか否か等についての調査報告書を受領しております。

当社取締役会は、責任調査委員会及び第三者委員会の認定に基づき、任務懈怠責任が認められる可能性が認定された当社の元役員のうち、業務継続上の必要性及び訴訟準備に協力を得る必要性から、現在、当社との間で期間限定の業務委託契約を締結している者を除く元役員に対する損害賠償請求に関し、関与の度合い、訴訟における立証可能性、損害発生への寄与度、債権回収可能性などの観点から、責任追及訴訟を提起し、任務懈怠責任の有無及びその負担すべき金額について、裁判所において公的に確定することが妥当であると判断し、2023年8月21日付にて損害賠償請求を行うことを決議しております。

加えて、内部統制の充実は、不正を防止するだけでなく、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図り、さらにコンプライアンス体制の構築にもつながり、当社のディスクロージャーの信頼性を高めることにもなることから、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会及び責任調査委員会による提言等を踏まえた再発防止策を策定・実行し、管理部門並びに内部監査部門の強化を通じて内部統制の整備・運用を図ってまいります。

株主をはじめとした関係者の皆様には、本件調査により多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを、伏してお詫び申し上げます。

1. 収益基盤の強化

当社グループは生活必需品であるメガネ・コンタクトレンズ・補聴器等、物品の販売によるフロー収益、トータルアイ検査、アイケアリラクゼーションなどの顧客体験を提供するサービス収益、コンタクト定期便や会員化から派生するHYPER保証プレミアム、こども安心プラン等の継続的な利益を得るストック収益の3種類の収益構造の形態があります。これらを単独ないしは複合的にお客様へ提供す

ることにより、メガネ・コンタクトレンズ・補聴器を必要とされる方に必要なタイミングで最適な高付加価値商品・サービスを提供しております。

今後、持続的に成長していくために、より多様かつ安定的な収益基盤を確立し、徹底的に競合他社との差別化を図っていくため、多様な顧客ニーズに対応する商品（ブランド）の開発・提供、高付加価値サービスの拡充に加えて、ストック収益をより拡充していくことが重要な課題と認識しております。

一方、立地や商圈に即した新規出店を継続するとともに、顧客体験を提供する次世代型店舗の強化を通じて1店舗あたりの収益力増強による筋肉質な事業モデルの構築を進めてまいります。

また、当社グループはエムスリー株式会社と連結子会社である株式会社SENSEAIDの共同運営を行っております。エムスリー株式会社が有する医療関係者、広範なネットワーク並びに各種サービスと、実店舗で当社グループが提供している各種サービスとの連携等、健康をキーワードとしたユニークなビジネスモデルの構築を進めてまいります。

2. 人材の確保と育成

企業・ブランド価値の向上、中核の小売事業における高付加価値商品・サービスの提供を前提とした業績拡大と安定のためには、長期的かつ安定的に就業いただく人材の確保及び育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、新卒採用の強化とともに適時の中途採用により、事業拡大ないしは高度化する事業に適応する正社員の確保を図ってまいります。

人材の育成に関しては、社内研修制度の一層の充実・強化を図り、店舗における知識・サービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

3. M&A推進による既存事業の強化と事業領域拡大

成長戦略の柱であるM&Aでは、既存事業との親和性が強い事業分野へのM&Aにより、将来的に収益拡大が見込まれる周辺事業領域へのM&Aを推進してまいります。

また、既存事業の商圈・顧客層・サービス領域の拡大を視野に入れたM&A戦略を推進し、グループの収益力向上と成長を目指してまいります。

4. 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。今後さらに事業規模を拡大していく中でコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠だと考えております。

その基盤となる経営管理組織の拡充のため、組織体制の最適化、内部監査体制

の強化並びに監査等委員・会計監査人による監査の連携を強化し、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、666百万円であります。小売事業におけるその主なものは、6店舗の新規出店及び次世代型店舗8店舗等の改装並びに店舗のオペレーションの利便性を図るためのソフトウェア開発によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当社は、株式会社VHリテールサービスの既存の借入金の返済への充当と将来の事業活動における安定的な運転資金の確保、並びに急な資金需要の迅速な対応への備えを目的として、2023年2月22日付にてシンジケーション方式によるタームローン1,872百万円及びコミットメントライン4,000百万円の設定契約を締結いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期 (当連結会計年度)
		2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期	2023年4月期
売 上 高 (百万円)		27,338	26,059	26,068	27,001
経常利益又は経常損失(△) (百万円)		△332	926	240	464
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)		△1,166	67	△1,612	△446
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)		△43.83	1.84	△43.78	△12.03
総 資 産 (百万円)		19,574	19,874	17,122	16,774
純 資 産 (百万円)		5,493	5,885	4,448	3,855

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2019年11月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第3期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を計算しております。
3. 2020年4月期より、従業員持株会支援信託ESOPを導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(6) 主要な事業セグメント

(2023年4月30日現在)

事 業 部 門 別	事 業 の 内 容
小 売 事 業	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業
卸 売 事 業	取引先にフレーム・サングラス等の卸売事業
E C 事 業	インターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業

(7) 当該連結会計年度末における主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点等

地 域	店 舗 名	店舗数
本社	東京都中央区	店
北海道	小樽店、イオン札幌桑園店 他2店舗	4
青森県	イオン十和田店、イオンタウン弘前樋の口店 他3店舗	5
岩手県	盛岡上堂店、遠野バイパス店	2
宮城県	イオンモール新利府店、仙台クリスロード本店 他1店舗	3
山形県	鶴岡南ショッピングセンター店、鶴岡インター店	2
福島県	福島方木田店、福島矢野目店	2
茨城県	日立店、土浦真鍋店、他7店舗	9
群馬県	前橋国領店	1
埼玉県	所沢プロペ通り店、川越クレアモール店 他17店舗	19
千葉県	市川店、船橋店 他19店舗	21
東京都	高田馬場本店、新宿中央東口店 他46店舗	48
神奈川県	鎌倉店、横浜スタジアム前店 他39店舗	41
新潟県	上越インター店、長岡イオン前店 他22店舗	24
富山県	富山本店、砺波店 他19店舗	21
石川県	輪島ワイプラザ店、イオンタウン金沢示野店	2
福井県	福井二の宮店、福井花堂店、福井下馬店	3
山梨県	アルプス通り甲府本店、オギノ葺崎店、他9店舗	11
長野県	長野若槻店、レイクウォーク岡谷店 他1店舗	3
岐阜県	岐阜加納店	1
静岡県	浜松入野店、函南店 他12店舗	14
愛知県	名古屋平針・原店、名古屋栄スカイル店 他5店舗	7
三重県	イオンモール桑名店	1
滋賀県	草津野路店、AOKI大津瀬田店 他3店舗	5
京都府	MSCL京都四条河原町高島屋前店	1
大阪府	高槻駅北口店、天六店、他11店舗	13
兵庫県	西明石店、姫路みゆき通り店 他8店舗	10
広島県	ゆめタウン東広島店	1
山口県	下関山の田店	1
香川県	イオンタウン宇多津店、イオンモール綾川店	2
愛媛県	松山銀天街店	1
福岡県	小倉本店、小倉曾根店 他4店舗	6
佐賀県	佐賀西部バイパス店	1
長崎県	長崎浜町店	1
熊本県	熊本東バイパス店、くまなん店、他2店舗	4
宮崎県	都城店	1
鹿児島県	鹿児島天文館本通り店、鹿児島中央駅前店 他5店舗	7
沖縄県	サンエーハンビータウン店、サンエー豊見城ウイングシティ店	2
	合 計	300

② 使用人の状況

使用人数	1,377名 (138名)
------	----------------

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。
 2. ()内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社 VRリテールサービス	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	100百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・ コンタクトレンズ・コンタクトレ ンズ備品・サングラス・補聴器・ 補聴器付属品・健康食品等の店舗 における販売事業及びインターネ ット上のコンタクトレンズ、眼鏡 等の通信販売事業
株式会社 VisionWedge	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	10百万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレー ム・サングラスの卸売事業
株式会社 VISIONIZE	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	2百万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレー ム・サングラスの卸売事業及びフ レーム・レンズ・メガネ備品・コ ンタクトレンズ・コンタクトレン ズ備品・サングラス等の店舗にお ける販売事業

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社 SENSEAID	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	10百万円	50%	フレーム・レンズ・メガネ備品・ コンタクトレンズ・コンタクトレ ンズ備品・サングラス・補聴器・ 補聴器付属品等の店舗における販 売事業
株式会社 VHシェアードサービス	東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目9番11号 NEWS日本橋堀 留町6階	10百万円	100%	グループ会社の本社管理オペレー ティング業務の受託等

- (注) 1. 株式会社Enhanlaboは、2022年4月30日付で解散し、2022年9月に清算決結いたしました。
2. 株式会社VHリテールサービスは、2022年5月1日付で同社を存続会社、同社の100%子会社である株式会社メガネハウスを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社VISIONIZE	東京都中央区日本橋堀留町一丁目 9番11号 NEWS日本橋堀留町6階	2,325,916千円	8,633,787千円

(9) 重要な企業結合等の状況

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。
- ② 他の会社の事業の譲受け
該当事項はありません。
- ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
当社の100%子会社である株式会社VHリテールサービスは、2022年5月1日付で同社を存続会社、同社の100%子会社である株式会社メガネハウスを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	百万円 3,872

(注)1. 上記は、株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローンであります。

2. 当連結会計年度末の残高500百万円以上を記載しております。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 98,000,000株
普通株式 98,000,000株
- (2) 発行済株式総数 37,931,415株
普通株式 37,931,415株
(うち自己株式 1,502,647株を含む)
- (3) 株 主 数 47,865名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	普通株式 持 株 数	持株比率
エ ム ス リ ー 株 式 会 社	12,045,300	32.88
H O L T ジ ャ パ ン 株 式 会 社	603,500	1.64
楽 天 証 券 株 式 会 社	418,100	1.14
吉 岡 裕 之	308,000	0.84
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	262,600	0.71
S I X S I S L T D.	250,000	0.68
ビ ジ ョ ナ リ ー H D グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	244,804	0.66
三 井 規 彰	239,810	0.65
柚 木 崎 政 和	180,000	0.49
J . P M O R G A N S E C U R I T I E S P L C	165,300	0.45

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。なお、自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する195,100株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、従業員の福利厚生の実現を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、企業価値の向上を図ることを目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、従業員持株会支援信託ESOPを導入いたしました。当期末に信託が所有する当該株式は、195,100株です。
- ② 当事業年度において、2022年4月28日及び同9月14日開催の取締役会決議に基づき、当社社外取締役及び監査等委員を除く取締役2名に対し譲渡制限付株式報酬として普通株式254,000株をそれぞれ発行しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2015年11月19日 (注) 1	
新株予約権の数		2,200個	
目的となる株式の種類と数		普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき10株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,300円 (1株当たり 530円)	
権利行使期間		2020年12月4日から 2025年12月3日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	2,200個
		目的となる株式数	22,000株
		保有者数	1名

(注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社VHリテールサービス(旧商号:株式会社メガネスーパー)が発行した第11回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社VHリテールサービスの第11回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
3. 2019年11月1日付で10株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第5回新株予約権	
発行決議日		2017年6月28日（注）1	
新株予約権の数		4,000個	
目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき10株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,300円 (1株当たり 530円)	
権利行使期間		2020年12月4日から 2025年12月3日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	4,000個
		目的となる株式数	40,000株
		保有者数	1名

- (注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパー（現株式会社VHリテールサービス）が発行した第14回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第14回新株予約権に係るものを表しています。
2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
3. 2019年11月1日付で10株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第1回新株予約権
発行決議日	2014年11月17日 (注) 1
新株予約権の数	24,750個
目的となる株式の種類と数	普通株式 247,500株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 5,300円 (1株当たり 530円)
権利行使期間	2017年11月17日から 2024年11月16日まで
行使の条件	(注) 2
使用人の交付状況	新株予約権の数 24,750個 目的となる株式数 247,500株 交付者数 184名

- (注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパー（現株式会社VHリテールサービス）が発行した第9回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第9回新株予約権に係るものを表しています。
2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする
3. 2019年11月1日付で10株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

第4回新株予約権	
発行決議日	2016年12月15日 (注) 1
新株予約権の数	26,250個
目的となる株式の種類と数	普通株式 262,500株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 6,100円 (1株当たり 610円)
権利行使期間	2019年12月15日から 2026年12月14日まで
行使の条件	(注) 2
使用人の交付状況	新株予約権の数 26,250個 目的となる株式数 262,500株 交付者数 315名

- (注) 1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパー（現株式会社VHリテールサービス）が発行した第13回新株予約権を保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第13回新株予約権に係るものを表しています。
2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできません。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
3. 2019年11月1日付で10株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第 6 回新株予約権	
発行決議日		2019年 6 月 18 日	
新株予約権の数		10,000個	
目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき10株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 6,000円 (1株当たり 600円)	
権利行使期間		2022年 6 月 18 日から 2029年 6 月 17 日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	10,000個
		目的となる株式数	100,000株
		交付者数	1名

- (注) 1. (1) 新株予約権者は、2021年7月30日の子会社における定時株主総会終結の時をもって任期満了により当該子会社取締役の地位を失っていますが、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められ、権利を保有しております。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
2. 2019年11月1日付で10株を1株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役（2023年4月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 本 大 輔	ルートエフパートナーズ(株) 代表取締役 (株)きずなホールディングス 社外取締役
取 締 役	三 井 規 彰	執行役員CFO
取 締 役	中 村 成 宏	執行役員
取 締 役	川 添 隆	執行役員CDO兼CIO
取 締 役	伊 串 久 美 子	(株)ブロードリーフ 社外取締役 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド 社外取締役
取 締 役	富 山 泰 司	エムスリー(株) 執行役員 エムスリーキャリア(株)取締役
取締役常勤監査等委員	角 田 浩 一	
取締役監査等委員	加 藤 真 美	桜丘法律事務所 (株)タダノ 社外監査役
取締役監査等委員	原 口 純	原口会計事務所 (株)オーブントア 監査役

- (注) 1. 取締役 伊串久美子氏、富山泰司氏、加藤真美氏及び原口純氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能性を強化するために角田浩一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
エムスリー(株)は、当社の発行株式の32.88%を保有する大株主であります。
4. 伊串久美子氏、加藤真美氏及び原口純氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出ております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	職 名
星 崎 尚 彦	2023年3月7日	辞任	代表取締役社長
松 尾 拓 道	2023年3月11日	辞任	取締役

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執 行 役 員	三 田 紘 之	コンタクト事業本部兼イケア事業本部 執行役員
執 行 役 員	古 海 隆 之	アイケア事業本部 執行役員
執 行 役 員	小 西 進	人事総務事業本部 執行役員
執 行 役 員	宮 森 修 仁	マーケティング事業本部 執行役員

7. 当事業年度中に退任した執行役員は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	職 名
彦 坂 祐 次	2023年3月14日	辞任	デジタルエクスペリエンス事業本部兼ITソリューション本部 執行役員
松 田 千 穂	2023年4月9日	辞任	社長室 執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役松本大輔氏、伊串久美子氏、富山泰司氏、加藤真美氏及び原口純氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬、個別に付与される業績連動報酬及び非金銭報酬（特定譲渡制限付株式等）により構成しており、基本的な考え方は以下のとおりです。なお、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、独立性・客観性を保つ観点から、固定報酬のみを支払うこととしております。

- i 監査等委員でない取締役の固定報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、各取締役の職務成果や当社グループへの貢献等を勘案して、取締役会にて承認のうえ、決定するものとしております。業績連動報酬は、業績及び会社貢献を勘案して、取締役会にて承認のうえ、決定するものとしております。また、非金銭報酬は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確

保等を目的として、当社グループへの貢献の期待値等を勘案のうえ、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、取締役会により決定するものとしております。

- ii 監査等委員である取締役の固定報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年7月24日開催の第1期定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額520,000千円、取締役（監査等委員）報酬限度額は年額50,000千円と決議しています。また、当該金銭報酬とは別に、同定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対し、株式報酬の額を年額500,000千円以内、株式数の上限を年5,500,000株以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）、監査等委員3名（うち、社外取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長松本大輔が、任意の報酬委員会（構成員の過半数を社外取締役が占める）に承認されたルールに則って、取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬金額を決定していることから、恣意的な決定がなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） [うち社外取締役]	213,472 [11,500]	130,371 [11,500]	— [—]	83,101 [—]	7 [2]
取締役(監査等委員) [うち社外取締役]	24,327 [12,000]	24,327 [12,000]	— [—]	— [—]	3 [2]

(注) 期末現在、取締役(監査等委員を除く)[うち社外取締役]は6[2]名、監査等委員[うち社外取締役]は3[2]名であります。なお、上記の支給人員との相違は、当事業年度に退任した取締役2名が含まれる一方で無報酬の取締役1名が存在していることによるものであります。

⑤業績連動報酬に関する事項

各事業年度の連結売上高・EBITDA・当期純損益等の目標値に対する達成率に応じて算出された額及び会社貢献を勘案して決定することができるものとしておりますが、当事業年度において支給はしておりません。

⑥非金銭報酬の内容

非金銭報酬（譲渡制限付株式等）を付与する場合、役位及び当社グループへの貢献の期待値等に応じて付与数を定めます。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は、2.（5）その他株式に関する重要な事項に記載のとおりです。また、ストックオプションの交付状況は 3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	伊 串 久美子	取締役会32回のうち32回に出席し、企業経営や小売サービス・IT・行政・コーポレート・ガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、独立した客観的立場から、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取 締 役	富 山 泰 司	取締役会32回のうち32回に出席し、企業経営や小売サービス・IT・行政・コーポレート・ガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、独立した客観的立場から、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取締役（監査等委員）	加 藤 真 美	取締役会32回のうち32回に出席、また監査等委員会19回のうち19回に出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について発言を行っております。
取締役（監査等委員）	原 口 純	取締役会32回のうち32回に出席、また監査等委員会19回のうち19回に出席し、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、監査等委員会の場において、当社の経理・決算報告等についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	198百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	198百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会及び取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役会の法令遵守はもちろん、従業員に率先して意義の教育及び維持・向上に努める。
- ② 取締役や使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、担当取締役をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、コンプライアンス基準及びコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの継続的な教育等を通じて、共有を図るとともに、グループ全体における法令遵守の観点から、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度、その他必要な報告体制を構築する。

- ③ コンプライアンス基準に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の更なる周知徹底を図る。
- ④ 内部監査室を取締役会直属とし、監査等委員会・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図る。内部監査では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施する。また内部監査室は外部専門家等の支援を受けて適宜機能並びに体制強化を講じる。
- ⑤ 法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、取締役会への報告を通じて、外部専門家等と協力しながら、迅速に情報を把握しその対処に努める。かかる報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。
- ⑥ 役職員の法令・定款・社内規程等の違反行為については、懲罰規程を制定し、厳正に処分を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報管理規程に関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。
- ② 取締役がこれらの文書等を必要に応じて随時閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 取締役会は、経営に重大な影響を及ぼすリスク（業務に関するリスク・安全に関するリスク・企業リスク等）を十分認識したうえで、リスク管理に関する社内規程の整備その他の対応を行い、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。また、取締役会は、定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
- ② 不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。
- ③ 当社が認識するリスクの適切な管理状況について、内部監査規程に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について、適時に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について積極的に助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努める。
- ② 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、一定分野の業務を執行する権限と責任を執行役員に委譲する。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役は除く）と監査等委員である取締役で構成される取締役会を原則毎月1回開催し、十分に審議したうえで、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、業務執行取締役及び執行役員以下の職務執行の状況の監督等を行う。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役は除く）、常勤の監査等委員である取締役及び執行役員から構成される経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
- ⑤ 取締役、執行役員及び使用人の業務分掌及び職務権限について、グループ各社を含め社内規程で明確にし、その運用状況につき内部監査を実施し、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制について

- ① 当社は、定期的にグループ各社が参加する会議体を開催し、主要なグループ各社の経営方針・経営計画の進捗及び実績を管理するとともに、重要事項の報告や協議を実施する。
- ② グループ全体における効率的な業務執行を確保するため、グループ各社の自主性を尊重しつつ事業内容・経営状況を把握し、各機能部門の連携による支援等を行う。
- ③ 当社の取締役又は使用人をグループ各社に取締役もしくは監査役として派遣し、重要な職務の執行状況の監督を行う。
- ④ グループ全体の業務の適正を確保するため内部監査制度の確保を図り、内部監査を実施する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する体制、及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制について
- ① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
 - ② 監査等委員会付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
 - ③ 監査等委員会を補助すべき使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保する。
- (7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに当社グループの取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
 - ② 監査等委員会は、その判断に基づき、当社グループの取締役及び使用人等から、業務の執行状況につき随時直接報告を求めることができる。
 - ③ 前各号の報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- ① 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、経営上の重要な項目についての意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するとともに、必要な意見を述べる。
 - ② 監査等委員会は、代表取締役及び社外取締役その他の取締役との間で、適宜意見交換会を開催する。
 - ③ 内部監査担当は、監査等委員会との間で内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換を適宜行い、連携して監査にあたる。

- ④ 監査等委員会及び内部監査担当は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を図る。
- ⑤ 監査等委員会を月1回以上開催し、監査計画を策定し、監査計画に基づく監査の実施状況と経済情報等を共有することで監査の充実を図る。
- ⑥ 監査等委員の職務執行により生じる必要な費用又は債務は、速やかにこれを処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制について

- ① 当社グループは、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準、金融商品取引法及びその他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
- ② 内部監査室は、取締役会に対して内部統制の有効性に関する評価結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するほか、指摘・提言事項の改善履行状況についても、必要に応じフォローアップ監査を実施する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

- ① 反社会的勢力と一切の関係を持たない。
- ② 総務部門を反社会的勢力の対応部署と位置付け、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報の一元管理・蓄積を図る体制を整備する。また、反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部機関と連携して組織的に対処する。
- ③ 反社会的勢力の要求に応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役会の職務の執行

社外取締役4名を含む取締役9名は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席しております。当事業年度は取締役会を32回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行の監督を行っております。また当社の取締役会に執行役員が出席し、業務執行状況を報告することにより、取締役会において適正な業務執行の統治を実現しております。

② 監査等委員会の職務の執行

社外監査等委員2名を含む監査等委員3名は、監査等委員会が決定した監査計

画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査等委員会を19回開催いたしました。監査等委員会では取締役及び各担当部門から重要事項の報告を受けております。また、監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席し、店舗及び各担当部門への往査を行い執行役員及び各担当部門のオフィサー並びに従業員より報告を受け意見交換を行いました。これらの職務の遂行により当社の経営状況を監視するとともに、会計監査人から定期的に監査状況を聴取し会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制並びにリスク管理体制

当社のコンプライアンス委員会は代表取締役を委員長に、各部門の責任者をメンバーとして構成しており、当社全体のコンプライアンス体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定することとしておりますが、当社設立以降開催実績はなく、当期においても開催をしておりません。

なお、同委員会は、リスク管理とコンプライアンスの推進・強化を図るため、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、また、コンプライアンス体制を定着させるため、勉強会等の活動を行うこととしております。

コンプライアンス委員会は公益通報窓口（ヘルプライン）を設置しており、問題の早期発見及び是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されております。重要な事案についてはコンプライアンス担当より取締役会及び監査等委員会へ報告を行うこととしております。

リスク管理体制におきましては、事前予兆体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と従業員の安否確認システムの設置を行っております。また、自然災害時のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、社会的使命を持って顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本「事業報告」に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	10,492,514	流 動 負 債	8,585,711
現金及び預金	4,199,363	買掛金	1,883,718
売掛金	2,519,469	短期借入金	2,100,000
商品	3,425,415	1年内返済予定の長期借入金	603,513
貯蔵品	11,778	リース債	209,283
前払費用	293,775	未払金	1,102,701
未収入金	16,469	未払法人税等	193,086
その他の金	96,563	契約負債	1,803,751
貸倒引当金	△70,321	賞与引当金	338,436
		製品保証引当金	32,729
		その他	318,490
固 定 資 産	6,281,761	固 定 負 債	4,332,938
有形固定資産	2,580,301	長期借入金	1,651,705
建物	1,685,326	退職給付に係る負債	1,432,545
工具器具備品	139,366	リース債	468,952
土地	260,698	資産除去債	523,834
リース資産	421,488	その他	255,901
その他の	73,420	負 債 合 計	12,918,650
無形固定資産	962,480	(純資産の部)	
のれん	564,258	株 主 資 本	2,941,098
ソフトウェア	345,470	資 本 金	184,607
ソフトウェア仮勘定	6,107	資 本 剰 余 金	6,095,320
その他	46,644	利 益 剰 余 金	△3,114,127
投資その他の資産	2,738,979	自 己 株 式	△224,702
敷金及び保証金	2,428,496	その他の包括利益累計額	143,779
繰延税金資産	161,805	退職給付に係る調整累計額	143,779
その他の	237,849	新株予約権	247,123
貸倒引当金	△89,171	非支配株主持分	523,625
資 産 合 計	16,774,276	純 資 産 合 計	3,855,625
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,774,276

連結損益計算書

(自 2022年5月1日)
(至 2023年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		27,001,471
売上原価		10,773,716
販売費及び一般管理費		16,227,754
営業利益		15,934,659
営業外収益		293,095
受取利息	814	
受取保険金	43,692	
受取立退	51,260	
雇用調整助成金	234,459	
集中加工室管理収入	13,205	
その他	47,013	390,447
営業外費用		
支払利息	86,087	
支払手数料	62,869	
株式報酬費用	61,936	
その他	7,883	218,777
経常利益		464,765
特別利益		
新株予約権戻入	229,176	229,176
特別損失		
固定資産除却損失	9,744	
店舗閉鎖損失	19,982	
減価償却損失	583,311	
特別調査費用	133,281	
その他	1,090	747,409
税金等調整前当期純損失		△53,467
法人税、住民税及び事業税	283,742	
法人税等調整額	59,221	342,964
当期純損失		△396,431
非支配株主に帰属する当期純利益		49,947
親会社株主に帰属する当期純損失		△446,379

貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,264,614	流 動 負 債	3,289,400
現金及び預金	1,561,503	短期借入金	2,000,000
売掛金	156,841	1年内返済予定の長期借入金	597,290
前払費用	34,723	未払金	230,614
短期貸付金	2,377,871	未払費用	15,068
その他	133,674	未払法人税等	72,858
		預り金	290,304
固 定 資 産	4,369,173	賞与引当金	57,929
無形固定資産	270,394	その他	25,335
ソフトウェア	270,394		
		固 定 負 債	1,801,587
投資その他の資産	4,098,779	長期借入金	1,532,100
関係会社株式	2,529,190	退職給付引当金	27,462
長期貸付金	1,517,636	長期未払金	160,954
長期前払費用	11,507	関係会社事業損失引当金	81,070
その他の	137,658		
貸倒引当金	△97,214	負 債 合 計	5,090,988
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	3,295,675
		資本剰余金	184,607
		資本準備金	4,933,857
		その他資本剰余金	174,607
		利益剰余金	4,759,249
		その他利益剰余金	△1,598,086
		繰越利益剰余金	△1,598,086
		自己株式	△224,702
		新株予約権	247,123
		純 資 産 合 計	3,542,799
資 産 合 計	8,633,787	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,633,787

損益計算書

(自 2022年5月1日
至 2023年4月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額			
営業	業 業	取 費	益 用		2,098,319
					2,134,419
営業	業 業	損 損	失 失		△36,099
	受 雇 所	取 用 調 整 の	利 息 助 成 他	6,598	
				44,946	
				13,361	64,905
営業	業 業	外 外	費 用		
	支 支 株 所	払 払 報 酬 の	利 息 手 数 用 消 減 他	6,582	
				30,281	
				61,936	
				0	98,800
経 常	特 別	損 損	失 失		△69,994
	債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額			983,155	
	新 株 予 約 権 戻 入 益 他			229,176	
				9,850	1,222,183
特 別	減 損	損 損	失 失		
	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額			7,363	
				1,438,997	
				3,270	
				133,281	1,582,913
税 引 前 当 期 純 損 失	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			65,988	△430,724
	法 人 税 等 調 整 額			△43,683	22,304
当 期 純 損 失					△453,029

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月30日

株式会社ビジョナリーホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 正 人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 光 廣 成 史
業務執行社員

意見不表明

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

連結注記表の追加情報に記載されているとおり、2022年12月下旬に当監査法人の通報窓口に届いた前代表取締役社長に関する匿名の通報を受けて会社の社外取締役である監査等委員が調査を行った後、2023年3月7日に会社は第三者委員会を設置し、第三者委員会が調査の対象とした会社（以下「調査対象会社」という。）が会社の連結子会社に該当するか、調査対象会社との取引を関連当事者との取引に関する注記に開示する必要があるか、及び調査対象会社に対する業務委託取引の合理性について調査が実施された。

会社は、同5月31日に第三者委員会の調査報告書を受領し、調査対象会社について連結の範囲に含めるべきか、及び関連当事者の範囲に含めるべきか並びに調査対象会社に対する業務委託取引の合理性について、上記の連結計算書類に与える影響を検討した。しかし、調査対象会社について、連結の範囲に含めるべきか判断するために必要な会計資料等を入手することができなかったことから、会社は上記の連結計算書類において、子会社又は関連会社の範囲に含めなかった。同様に、調査対象会社について、株主構成等関連当事者の範囲に含めるべきか判断するために必要な情報及び根拠等を入手することができなかったことから、会社は、関連当事者の範囲に含めず、連結注記表に追加の開示を行わなかった。また、会社は、調査対象会社に対する業務委託費の金額に当連結会計年度及び過去の連結会計年度に係る虚偽表示が含まれているかどうか、並びに虚偽表示が含まれている場合にその影響が及んでいる連結会計年度を特定するために必要な情報や根拠等を入手することができなかったことから、上記の連結計算書類において販売費及び一般管理費に含まれる業務委託費並びにその他流動負債に含まれる関連する未払金に係る修正を行わなかった。会社は、以上による影響の有無やその金額が確定できる状況になく、当連結会計年度に係る連結計算書類項目及び金額並びに注記に反映するべきか、また、反映する場合における連結計算書類項目及び金額並びに注記の影響の程度が判明していないため、関連する連結計算書類項目及び金額並びに注記に重要な虚偽記載が存在する可能性がある旨を追加情報に記載している。

調査対象会社の一部又は全部が会社の連結の範囲に含まれる場合における上記の連結計算書類に対する影響を算出することは困難であるため、当監査法人は、調査対象会社の一部又は全部が会社の連結の範囲に含まれた場合における上記の連結計算書類に対する影響が重要でないという判断をすることはできない。同様に、当連結会計年度に係る販売費及び一般管理費に含まれる調査対象会社に対する業務委託費1,140,646千円並びに過去の連結会計年度（連結会計年度を特定できない）に係る業務委託費に係る未発見の虚偽表示の金額を算出することは困難である。したがって、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であると判断した。

また、当監査法人は、会社が決定した連結の範囲や関連当事者の範囲が適切であるか否かに係る監査手続、及び調査対象会社に対する当連結会計年度に係る販売費及び一般管理費1,140,646千円並びに過去の連結会計年度（連結会計年度を特定できない）に係る販売費及び一般管理費（金額を特定できない）並びに上記の連結注記表の注記における未発見の虚偽表示の特定及び金額の妥当性に係る監査手続を実施できなかった。そのため、過去の連結会計年度（連結会計年度を特定できない）に係る連結計算書類及び上記の連結計算書類に未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結計算書類全体に及ぼす可能性のある影響が、連結計算書類の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。また、上記の連結注記表における注記において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす影響が利用者の財務諸表の理解に不可欠であると判断した。したがって、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は広範であると判断した。

以上から、当監査法人は、上記の連結計算書類において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断した。

その結果、当監査法人は、会社の上記の連結計算書類に対して、意見表明の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、何らかの重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月30日

株式会社ビジョナリーホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 正 人
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 光 廣 成 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの2022年5月1日から2023年4月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、事業報告に記載のとおり、当社の前代表取締役等による当社の企業価値を毀損する行為の疑いに関する情報提供を得たことを受けて、監査等委員会による事前調査及び第三者委員会による調査を実施しており、これらの調査過程において、必要な情報を収集し、確認すると共に、第三者委員会から調査結果の報告を受けて、その内容を検証しております。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行については、事業報告に記載のとおり、第三者委員会の調査により、前代表取締役等による当社の企業価値を毀損する不適切な行為があったことが認められました。このような不正の原因、背景については、第三者委員会の調査により明らかにされており、第三者委員会から受領した調査報告書における提言を踏まえて、2023年8月21日付「第三者委員会及び責任調査委員会の調査結果及び提言を受けた再発防止策の策定並びに元役員等に対する責任追及方針のお知らせ」のとおり、再発防止策を取りまとめたうえ、その取組みを実施しております。監査等委員会としては、実施済み及び今後実施予定の再発防止策について、その実施状況を監視・検証してまいります。

また、上記不正事案に関する役員及び執行役員の責任追及の要否を判断するために設置された責任調査委員会による調査により、元役員及び元執行役員の一部に任務懈怠責任が認められる可能性がある旨認定されております。かかる調査結果を受けて、上記 2023年 8 月21日付「第三者委員会及び責任調査委員会の調査結果及び提言を受けた再発防止策の策定並びに元役員等に対する責任追及方針のお知らせ」のとおり、任務懈怠責任が認められる可能性が認定された当社の元役員及び元執行役員のうち、業務継続上の必要性及び訴訟準備に協力を得る必要性から、現在、当社との間で期間限定の業務委託契約を締結している者を除く元役員及び元執行役員に対して損害賠償請求を行うことを決議しております。監査等委員会としては、かかる損害賠償請求が適切に行われることについて、監視してまいります。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。もともと、第三者委員会の調査により明らかになった上記不正事案の発生原因について、第三者委員会の調査報告書では、取締役会で決議されるべき事項について上程されない等の情報共有・伝達の不備、全社的なリスク評価の実施の不備等、当社の内部統制の不備についても指摘され、これらに対する再発防止策の提言を受けております。当社は、この提言を踏まえて、上記 2023年 8月21日付「第三者委員会及び責任調査委員会の調査結果及び提言を受けた再発防止策の策定並びに元役員等に対する責任追及方針のお知らせ」のとおり、再発防止策を取りまとめたうえ、その取組みを実施しております。監査等委員会としては、実施済み及び今後実施予定の再発防止策について、その実施状況を監視・検証するとともに、内部統制システムの整備運用について引き続き注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
意見不表明とした会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。意見不表明の根拠については、会計監査人の監査報告書に記載しております。

以 上

2023年 8月30日

株式会社ビジョナリーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 千葉 恵 介 ㊞

監 査 等 委 員 加 藤 真 美 ㊞

監 査 等 委 員 原 口 純 ㊞

監 査 等 委 員 村 崎 直 子 ㊞

(注) 監査等委員千葉恵介、加藤真美、原口純及び村崎直子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

